

R7.1.20（月）～ R7.2.28（金）

令和6年度第3回肝炎医療コーディネーターweb研修会

青森県の肝炎対策

青森県健康医療福祉部

がん・生活習慣病対策課

がん対策推進グループ 七田

＜本日の内容＞

○青森県肝炎総合対策の概要

○肝炎ウイルス検査から経過観察までに活用できる助成制度等

- ・ 肝炎ウイルス検査
- ・ 職域肝炎ウイルス検査費の助成
- ・ 肝炎ウイルス検査結果の情報提供
- ・ 陽性者のフォローアップ
- ・ 初回精密検査費用の助成
- ・ 肝炎治療医療費の助成
- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- ・ 定期検査費用の助成

○青森県肝炎医療コーディネーター

○肝炎対策における医療機関の連携体制

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス感染に起因する 青森県肝炎総合対策の概要

1 目的

- 本総合対策は、「肝炎対策基本法」(H21.12.4 法律97号)や「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(H23.5.16策定)を踏まえ、県のウイルス性肝炎に係る総合的な対策を推進するために策定するもの
- 計画期間:令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)の6年間

2 現状

- 肝がんの75歳未満年齢調整死亡率は、青森県は全国平均より高い状況が続いていて、長期的には減少傾向にあります。年により浮動がある状態です。
- 令和3年は、全国で最も数値が高い状況でした。

「肝がんの75歳未満年齢調整死亡率」 本県と全国との比較

2021年(R3)	→	47位(全国との差1.6ポイント)
2022年(R4)	→	31位(// 0.5ポイント)
2023年(R5)	→	43位(// 1.0ポイント)

3 主な課題

- このような現状にあることから、
- 肝炎ウイルス検査の更なる促進
 - 適切な肝炎医療の推進
 - 肝炎に関する正しい知識の普及啓発
 - 肝疾患患者に対する相談指導や情報提供
- といったことが必要となっています。

4 全体目標・基本的な方向・県等が取り組む施策・主な指標

全体目標

- ① 肝炎ウイルスに起因する肝硬変・肝がんの移行者を減らす
- ② フォローアップ体制整備済市町村割合100%
- ③ 肝炎医療コーディネーター設置医療機関※割合100%
※肝疾患診療連携拠点病院及び専門医療機関

基本的な方向

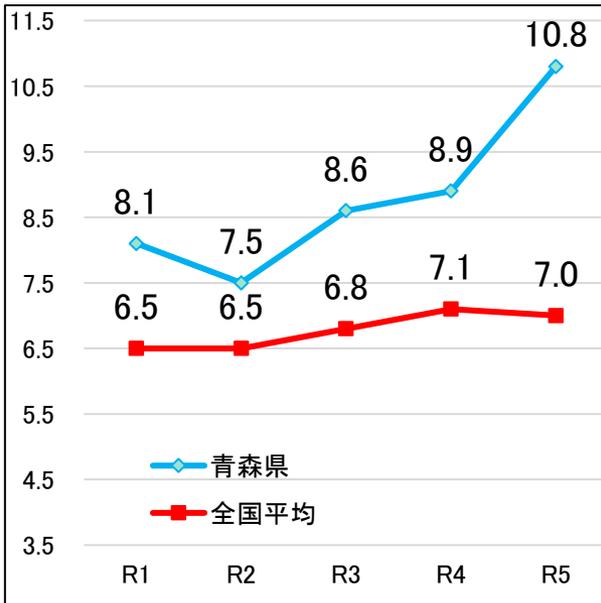
市町村、医療機関、肝炎患者等を含む関係者と連携しながら、肝炎ウイルス検査結果陽性者のフォローアップ等を行い重症化予防を図りながら目標達成に向け、定期的に状況を把握し必要な施策を検討する。

主な指標

I 肝疾患の状況	策定時	現状値	進捗
肝硬変死亡率	8.9 (R4)	10.8 (R5)	悪化
肝がん75歳未満年齢調整死亡率	4.0 (R4)	4.3 (R5)	悪化
肝がん75歳未満年齢調整罹患率	11.3 (R1)	11.8 (R2)	悪化
II フォローアップ体制整備済市町村割合	75.0%(30/40) (R5)	75.0%(30/40) (R5)	—
III 肝炎医療コーディネーター設置医療機関割合	100% (R5)	100% (R5)	—

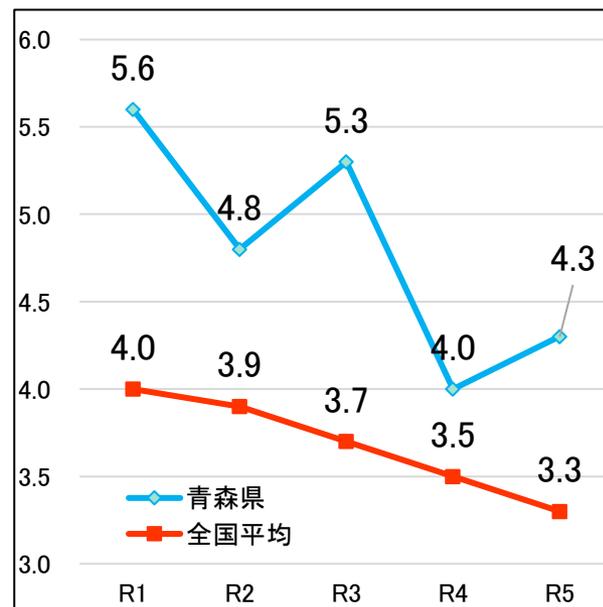
参考：青森県肝炎総合対策 目標 I 指標の推移

肝硬変死亡率
(男女計：人口10万対)



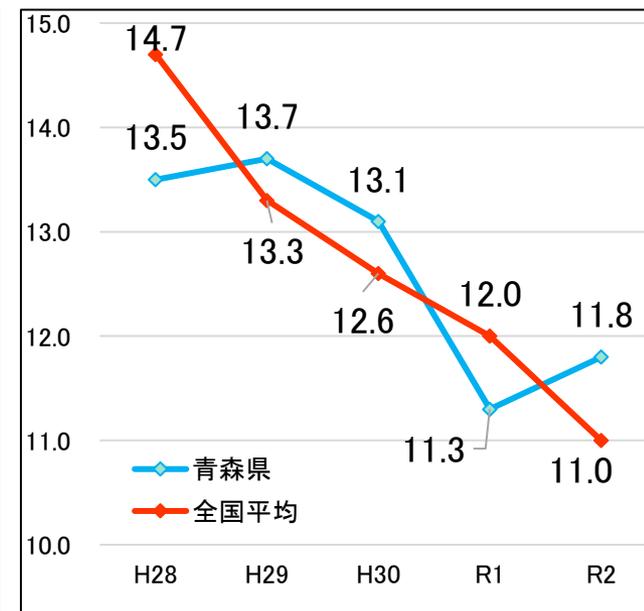
(出典：人口動態統計)

肝がん75歳未満年齢調整死亡率
(男女計：人口10万対)



(出典：国立がん研究センター「がん登録・統計」)

肝がんの年齢調整罹患率
(男女計：人口10万対)



(出典：全国がん登録 罹患数・率報告)

肝炎ウイルス検査から経過観察までに活用できる助成制度等

STEP1 検査

- ①肝炎ウイルス検査（市町村実施）
- ②肝炎ウイルス検査（県実施）
- ③職域肝炎ウイルス検査費用助成（県実施）

STEP2 精密検査

- ⑤初回精密検査費用助成（県実施）

STEP3 治療

- ⑥肝炎治療医療費助成（県実施）

- ⑦肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（県実施）

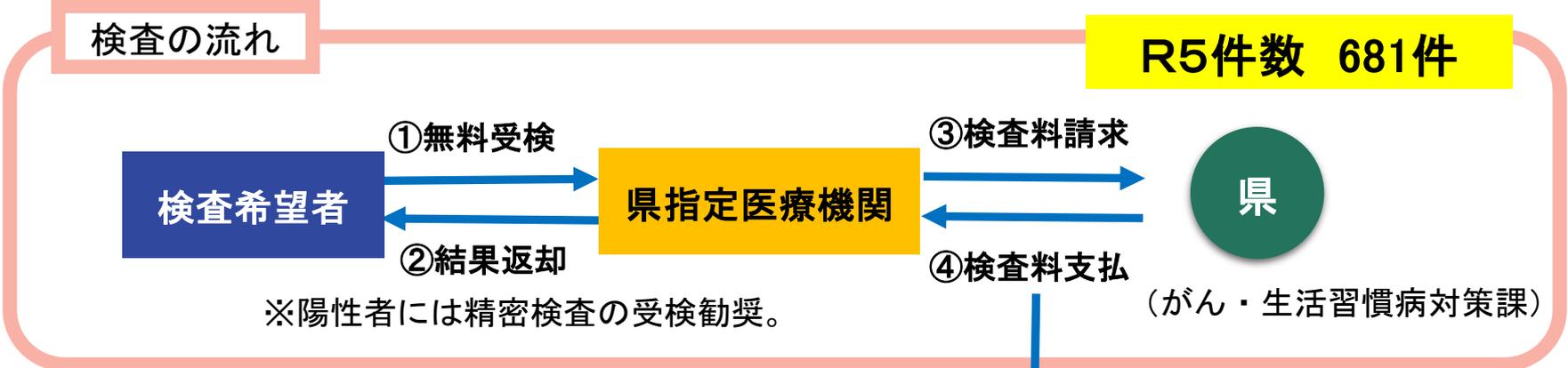
STEP4 経過観察

- ⑧定期検査費用助成（県実施）

④陽性者フォローアップ事業（県又は市町村実施）

肝炎ウイルス検査 (実施主体: 県)

県が指定する医療機関及び県内6カ所の県保健所では、無料のB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施しています。



	B型+C型	B型+C型 (核酸増幅検査あり)	C型のみ	C型のみ (核酸増幅検査あり)	B型のみ
検査料 (1件あたり)	6,870円	12,070円	6,180円	11,380円	5,040円

対象となる方

以下のすべての項目を満たす方が対象です。

- ・ 中核市（青森市・八戸市）以外の県内市町村に住所を有している方
(※青森市・八戸市に住んでいる場合は、両市で無料検査を実施しています。)
- ・ 過去に検査を受けたことがない方

※医療保険各法その他の法令に基づく事業において、検査を受検する機会のある方や、健康増進法に基づき 市町村が実施する検査事業の対象者については、それぞれの事業で受検することを原則とします。

★肝炎ウイルス検査の検査結果記録カード★

肝炎ウイルス検査の受検者が、受検後も自身の検査結果(陰性・陽性)を把握することで不要な検査を防ぎ、また、陽性の場合には精密検査の受検に繋げるため、県では下記の「検査結果記録カード」を作成・配付しています。(縦5.4cm、横8.6cm)

ご希望の部数を県がん・生活習慣病対策課までご連絡いただければ、無料で郵送いたします。

【表】

検査結果記録カード

◆一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう◆

検査結果を裏面に記録して、保険証ケースなどに入れて、大切に保管しましょう

陽性だった場合は、必ず精密検査を受けましょう!

健やか力向上推進キャラクター「マモルさん」

青森県

【裏】

肝炎ウイルス検査結果記録

お名前: _____

検査日: _____年 _____月 _____日

検査を受けた場所: _____

B型肝炎ウイルス(HBs抗原) 陰性(-)・陽性(+)

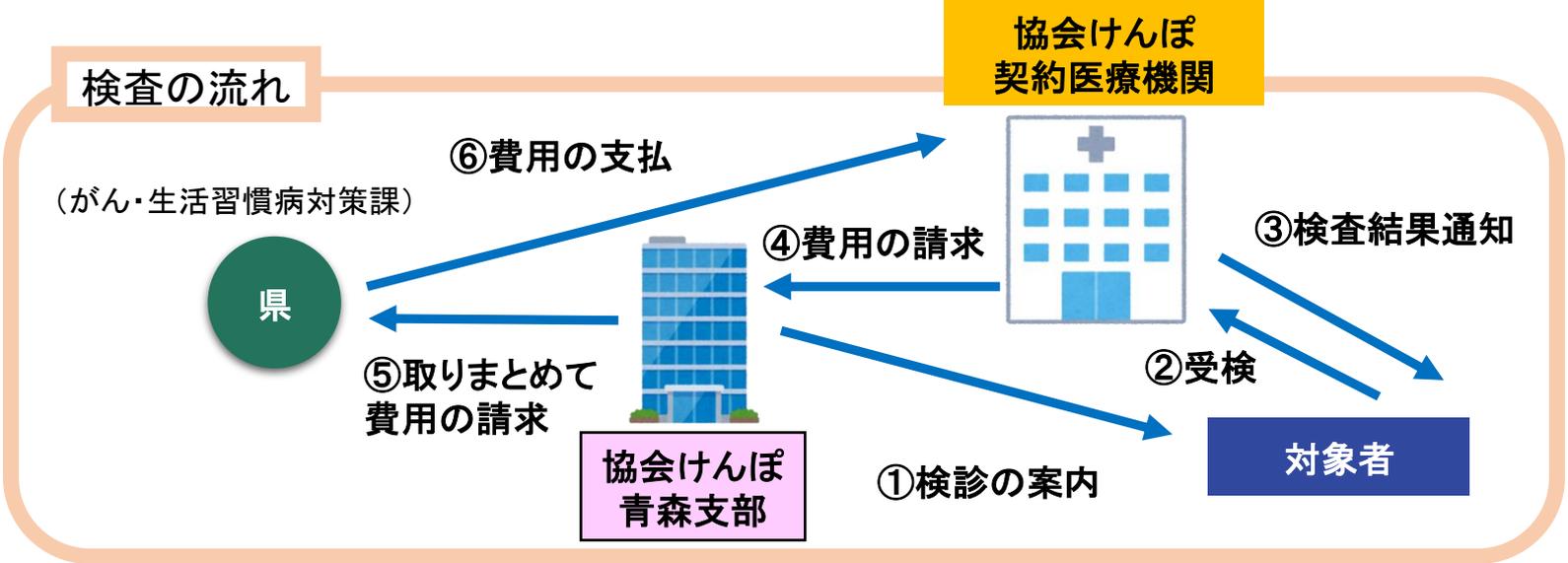
C型肝炎ウイルス(HCV抗体) 陰性(-)・陽性(+)

肝疾患に関するご相談は・・・

『弘前大学医学部附属病院 肝疾患相談センター』
☎0172-33-5111(内4020) 平日8:30-15:00(12:00-13:00を除く)

職域肝炎ウイルス検査費用の助成(実施主体:県)

協会けんぽ(全国健康保険協会)青森支部が契約する医療機関で職域の定期健診を受ける際、オプションで実施するB型及びC型肝炎ウイルス検査を無料で受けられます。



対象となる方

R5助成件数 968件

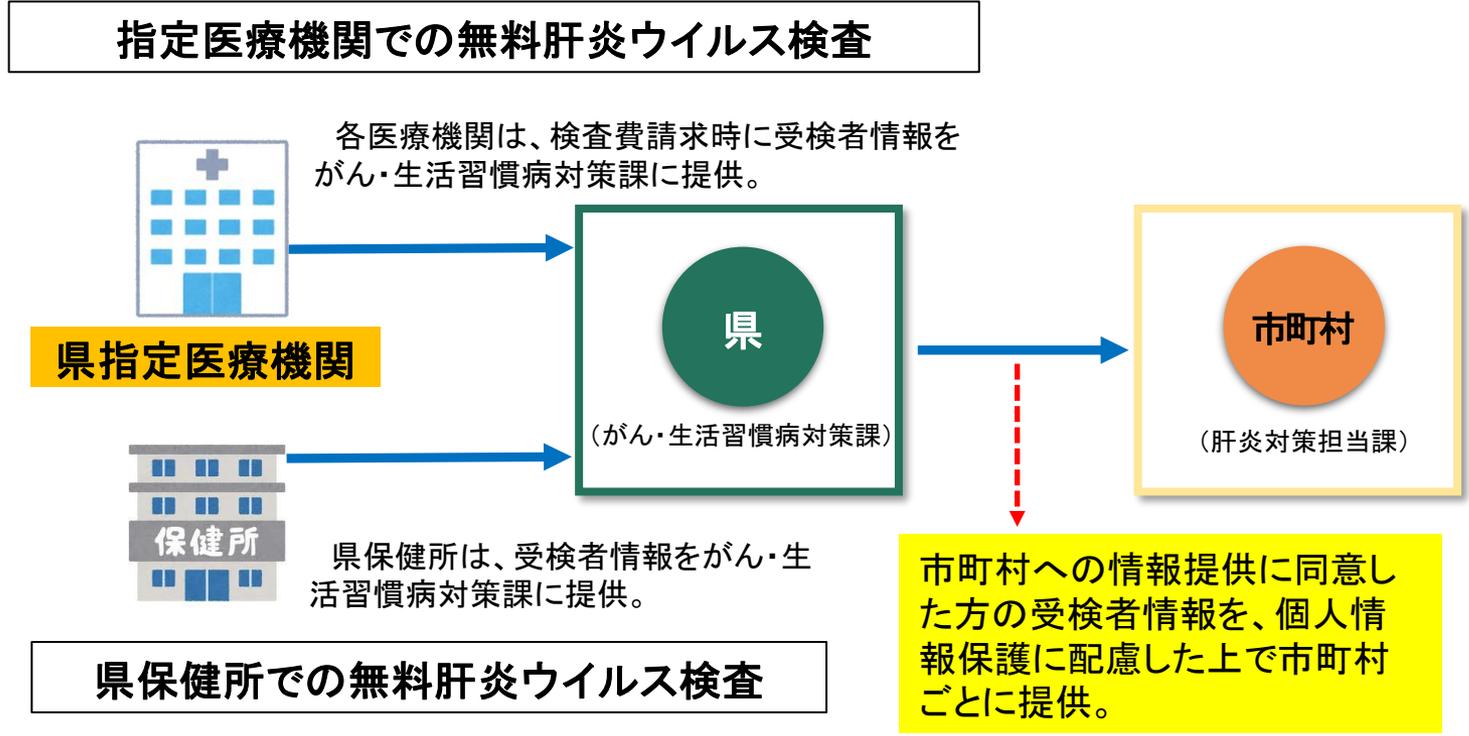
以下のすべての項目を満たす方が対象です。

- ・県内市町村に住所を有している方
- ・過去に検査を受けたことがない方
- ・協会けんぽ青森支部が実施する一般健診を受診する方(35~74歳)
- ・協会けんぽの保険証を有する方

肝炎ウイルス検査結果の情報提供 (実施主体: 県)

「青森県肝炎総合対策」では、肝炎重症化予防のため、市町村の肝炎ウイルス検査に係る台帳整備やフォローアップの体制整備を目標に掲げています。

県では、健康増進事業等の実施主体である市町村において更なる肝炎対策の充実を促すため、県が実施した肝炎ウイルス検査の結果について情報提供しています。



陽性者のフォローアップ事業 (実施主体: 県、市町村)

B型及びC型肝炎ウイルス検査を受けて陽性だった方について、適切に受療・自己管理ができるよう県または市町村でフォローを行っています。

事業内容

陽性者に対し、同意書により本人の同意を得た上で、

①調査票の送付 → ②医療機関の受診状況・診療状況の確認 → ③電話や文書による受診勧奨を行うこととしており、原則として毎年度継続する。



初回精密検査費用の助成(実施主体:県)

肝炎ウイルス検査でB型・C型肝炎ウイルスに感染していると判明した方に対して、初回の精密検査に係る費用の自己負担分を助成しています。

1. 対象となる方

所得制限なし

以下のすべての項目を満たす方が対象です。

- ・県内市町村に住所を有している方
- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・1年以内に、自治体が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検査、職域、母子保健法に基づき市町村が行う妊婦健診又は手術前の肝炎ウイルス検査の、いずれかにおいて陽性と判定された方
- ・県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した方

2. 助成対象費用

R5助成件数 13件

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料のほか下記関係検査項目。

- | | |
|--|--|
| ア 血液形態・機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像) | オ 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等) |
| イ 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間) | カ 微生物核酸同定・定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量) |
| ウ 血液化学検査(総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD) | キ 超音波検査(断層撮影法(胸腹部)) |
| エ 腫瘍マーカー(AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量) | |

(注)画像検査は超音波検査のみが対象となります。(CT、MRIは対象外)

肝炎治療医療費の助成(実施主体:県)

C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、並びに、B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用のものに係る医療費を助成しています。

1. 対象となる方

以下のすべての項目を満たす方が対象です。

- ・県内市町村に住所を有している方
 - ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - ・所定の申請手続きを行い、県の審査により認定された方
- ※他の法令により医療給付を受けている方は対象外です。(例:原爆被爆者援護法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、難病法など)

2. 助成金額

R5受給者証交付実績(新規件数) 158件

一か月ごとに、課税状況に応じた自己負担限度額で、治療を受けられます。

- 世帯の市町村民税所得割課が税年額235,000円未満 → 10,000円/月
- 世帯の市町村民税所得割課が税年額235,000円以上 → 20,000円/月

3. 助成対象費用

当該治療(抗ウイルス療法)を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等

※当該治療と無関係な治療及び長期収載品の選定療養における特別の料金については助成対象外となります。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（実施主体：県）

B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする「肝がん」や「重度肝硬変」の方が、高額療養費該当月にかかる対象医療について、助成を受けられる制度です。

具体的な助成内容

1. 肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変と同じ）治療のため入院する場合、高額療養費適用後の入院治療費の自己負担額がひと月1万円となります。
2. 肝がんで分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療のために通院する場合、窓口では一部負担金（3割等）を支払い、所定様式を後日青森県に提出することで、自己負担額がひと月1万円となるよう助成を受けられます。

1. 対象となる方

R5参加者証交付実績（新規件数） 5件

以下のすべての項目を満たし、県の認定を受けた方が対象です。

- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断された方
- 肝がん・重度肝硬変の入院治療、又は、肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法粒子線治療に限る）を受けている方
- 世帯年収が約370万円以下である方（保険上の世帯年収）**
- 医療保険各法（後期高齢者含む）の被保険者、被扶養者
- 県の指定医療機関での入院、通院診療であること

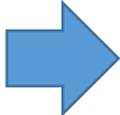
肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費が高額療養費算定基準額を超えた月が、過去2年間で2回以上ある場合の、2月目以降が助成対象になります。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 (実施主体: 県)

利用の流れ

①入院又は通院治療の状況を記録します。

肝がん・重度肝硬変と診断されましたら、指定医療機関(病院)で「医療記録票」を受け取り、医療機関に記載してもらいます。
医療記録票の様式は、医療機関又は県のホームページでも配布しています。



②必要書類をそろえて、申請します。

指定医療機関の医師に、「臨床調査個人票及び同意書」(診断書、様式2)を作成してもらった上で、同意書に署名してください。



「臨床個人票及び同意書」(診断書、様式2)、「医療記録票」その他必要な書類を添えて、県の保健所に申請してください。
審査が終了次第、「参加者証」が交付されます。
※原則として有効期間の開始日は申請を受理した月の初日となります。



★助成対象月では、肝がん・重度肝硬変治療に係る入院時の窓口支払額が1万円になります。
また、係る医療費の償還請求をすることが可能になります。(必要書類を添えての請求手続きが必要)

定期検査費用の助成(実施主体: 県)

B型・C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者・肝硬変患者・肝がん患者が、定期的に受ける検査の費用を助成しています。

※対象者には課税状況に応じた自己負担が発生する場合があります。

1. 対象となる方

以下のすべての項目を満たす方が対象です。

- ・県内市町村に住所を有している方
- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)
- ・住民税非課税世帯又は市町村民税所得割の合計が235,000円未満の世帯に属する方
- ・青森県肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない(現在所持していない)方
- ・県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した方

2. 助成対象費用

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料のほか、下記関係検査項目(下線部以外は初回精密検査費用助成と同様)

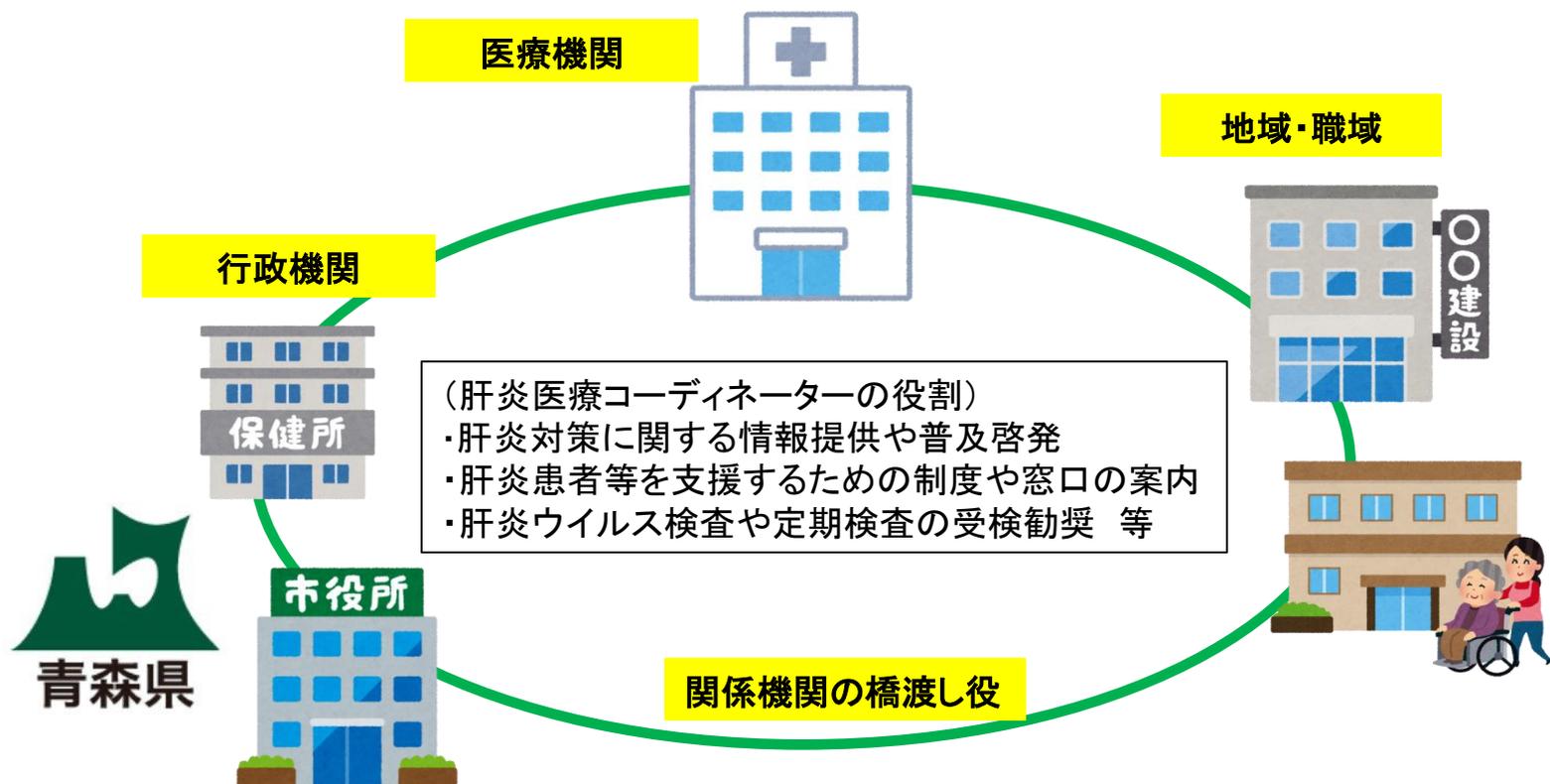
- | | |
|--|---|
| ア 血液形態・機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像) | オ 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等) |
| イ 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間) | カ 微生物核酸同定・定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量) |
| ウ 血液化学検査(総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD) | キ 超音波検査(断層撮影法(胸腹部)) |
| エ 腫瘍マーカー(AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量) | (肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。) |
| | (造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象) |

3. 助成回数

R5助成件数 10件

対象者につき、1年度に2回まで。(初回精密検査費用助成も1回に数える。)

肝炎医療コーディネーターについて



- ★資格の有無を問わず、養成研修を受講した者は認定を受けることが可能
- ★認定期間は5年で、「養成研修を、認定期間内に少なくとも1回受講すること」が更新の要件

医師、看護師、保健所職員、市町村職員、その他幅広く、
色々な方に登録いただいています。

肝炎対策における医療機関の連携体制

○肝疾患診療連携拠点病院(県指定)

弘前大学医学部附属病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療情報の提供 ・都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供 ・医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催、相談支援 ・専門医療機関等との協議の場の設定
-------------	---



相互連携

○肝疾患専門医療機関(県指定) 12病院(2次医療圏に1か所以上)

地域	医療機関名	
青森地域	青森市民病院、青森県立中央病院	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を持つ医師による診断 ・抗ウイルス療法の適切な実施 ・肝がんの高危険群の同定と早期診断の適切な実施
津軽地域	国保黒石病院、弘前総合医療センター、健生病院、健生クリニック	
八戸地域	八戸赤十字病院、八戸市立市民病院	
西北五地域	つがる総合病院	
上十三地域	十和田市立中央病院、三沢市立三沢病院	
下北地域	むつ総合病院	

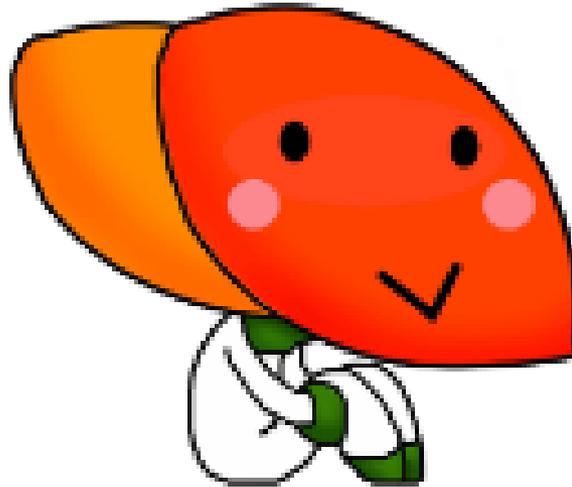
肝炎治療費助成制度等に関する問合せ先

名称	電話番号	対象市町村
青森県がん・生活習慣病対策課 (がん対策推進グループ)	017-734-9216	県内全域
東地方保健所(健康増進課)	017-739-5421	青森市(※)、平内町、今別町、蓬田村、 外ヶ浜町
弘前保健所(指導予防課)	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、 藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所(指導予防課)	0178-27-5111	八戸市(※)、おいらせ町、三戸町、五戸町、 田子町、南部町、階上町、新郷村
五所川原保健所(指導予防課)	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、 鶴田町、中泊町
上十三保健所(指導予防課)	0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、 六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
むつ保健所(健康増進課)	0175-31-1388	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、 佐井村

※中核市の青森市・八戸市にお住まいの方も、肝炎治療費受給者証の交付申請や
検査費用の助成申請については、県保健所が窓口となります。

県のホームページにも情報が掲載されていて、各制度の様式等もダウンロードできます。
「青森県庁HP」のトップページ(<https://www.pref.aomori.lg.jp/>)にて「肝炎」で検索！

ご清聴ありがとうございました。



↑ 厚生労働省の肝炎総合対策のマスコットキャラクターです。
頭の部分は、肝臓のかたちをイメージしています。